

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	宮崎市 固定資産税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、固定資産税事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の内容	<p>【業務全体概要】 地方税法等の法律に従い固定資産税業務で以下の事務を行う。</p> <p>1. 課税台帳の整備事務 (1) 土地課税台帳の整備 土地の状況は売買や地目の変更などにより日々変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて土地課税台帳を整備する。 ・異動の把握・・・登記所(法務局)の通知書類(登記済通知書、登記申請書)を受取り、分合筆や所有者等の異動を把握する。 ・実地調査・・・土地の現況や利用目的を調査する。</p> <p>(2) 家屋課税台帳の整備 家屋の状況は売買や住宅の新築・取り壊しなどにより日々変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて家屋課税台帳を整備する。 ・異動の把握・・・登記所(法務局)の通知書類(登記済通知書、登記申請書)を受取り、新築、増築、滅失および所有者等の家屋の異動を把握する。 ・実地調査・・・家屋の現況と利用目的を調査する。</p> <p>(3) 償却資産課税台帳の整備 ・償却資産申告書の発送(紙、eLTAX)・・・前年度の償却資産課税台帳に登録されている者と新たに償却資産を所有したものから、閉鎖事業所や死亡者を除いた者に対して申告依頼の書類を送付する。 ・償却資産申告書の受付(紙、eLTAX)・・・上記送付した申告書が1月末までに返却され、返却された申告書の内容を確認する。 ・実地調査・・・実地調査を行い、価格等に変更がある場合は、償却資産課税台帳等を修正する。</p> <p>(4) 納税義務者の変更 固定資産の所有者が死亡している場合は、現実に所有している者を納税義務者とすることになっているため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。</p> <p>2. 価格の決定事務 地方税法により、3月31日までに固定資産の価格を決定することと定められている。そのため3月中旬頃から固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価額を計算する。</p> <p>3. 縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務 固定資産の価格を決定した後、縦覧帳簿と名寄帳を作成し、納税者へ公開する。</p> <p>4. 当初賦課事務 (1) 税額の計算 固定資産の価格を決定した後、固定資産税と都市計画税の税額を計算する。 (2) 納税通知書の作成・発送 固定資産税、都市計画税の税額がある納税義務者に対して納税通知書を作成し、発送する。</p> <p>5. 賦課更正事務 当初賦課後に固定資産の内容に誤りがあった場合、賦課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。</p> <p>6. 評価替事務 原則として3年に1度の基準年度に、固定資産評価基準の改正や基準となる価格の評定により、土地と家屋の価格を見直す。</p> <p>7. 統計事務 固定資産の現況調査、税制改正等の目的で、統計資料、調査資料を都道府県や国に対して提出する。交付税基礎数値検収調書、概要調書、償却資産の価格等に関する調書など。</p> <p>8. 証明書発行事務 評価証明書、公課証明書、資産証明書などを発行する。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、固定資産税業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p>

②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・土地評価データ作成(税務システム連携用データ) <家屋評価システム>(HYOCA-Z) <ul style="list-style-type: none"> ・作図機能 ・家屋評価計算機能 ・異動情報・評価数計算データ出力機能 ・家屋評価データ作成(税務システム連携用データ) 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

システム4

①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、団体内統合宛名システム内の統合宛名DBに反映を行う。 2. 統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3. 符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 4. 情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 5. 情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ)									

システム5

①システムの名称	eLTAX								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・申告データの審査と管理 ・申請・届出データの審査と管理 ・申告データの連携 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

システム6

①システムの名称	概要調書作成システム						
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> ①総務省電子調査表連携機能 : 総務省配布の電子調査表(エクセルファイル)へ連携する。 ②端数処理確認機能 : 端数処理前と端数処理後の2種類を画面表示し、端数処理の比較確認を行う。 ③CSVファイル出力機能 : 端数処理前と端数処理後の内容でCSVファイルを出力する。 						
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム						
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム						
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム						

	<input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 住所システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()
システム7	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システムとのデータ受け渡しを行うことで、符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>1. 符号管理機能 : 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能 : 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能 : 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 : セキュリティを管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 : バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p> <p>(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム8	
①システムの名称	登記課税連携システム(Expert9プラス)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・登記済通知データ取込 ・宛名番号自動附番 ・登記異動データ作成(税務システム連携用データ)
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税特定個人情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 実施する </div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) [情報照会の根拠] ・別表第二(27の項) ・別表第二主務省令(第20条)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市税務部資産税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	宮崎市の固定資産税納税義務者のうち個人番号を有する者
その必要性	・固定資産税業務における本人確認のため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報 : 本人確認、賦課の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報 : 固定資産税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先 : 納税義務者への問い合わせに必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月29日
⑥事務担当部署	宮崎市 税務部 資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国・県) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (住宅メーカー等) <input type="checkbox"/> その他 (法務局)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX)								
③使用目的 ※	納税義務者に対し、固定資産の適正な課税を行うため。								
④使用の主体	使用部署	税務部資産税課、地域振興部市民課、各総合支所 地域市民福祉課、各地域センター、各地域事務所							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1.土地・家屋の登記情報の管理 土地・家屋の登記情報の管理において、登記名義人情報の登録・参照を行う。 2.土地・家屋の課税事務 土地・家屋の評価において、納税義務者情報の登録・参照を行う。 3.償却資産の課税事務 申告書等の送付における送付先情報の管理を行う。 償却資産の保有情報の入力・評価において、納税義務者の登録・参照を行う。 4.賦課事務 当初賦課処理時に、納税義務者の宛名情報より納税通知書の作成・送付を行う。 賦課更正処理時に、納税義務者の宛名情報より納税通知書の作成・送付を行う。 通知書返戻時に調査・再送付のための登録・参照を行う。								
	情報の突合	内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	固定資産税務システムの保守・運用管理	
①委託内容	システムの運用管理、オンライン稼働監視、法改正対応などを行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社 宮崎支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務の一部業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、該当委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、本市に事前に通知し、その承諾を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑥再委託事項	システムの運用管理、バッチ処理の実行、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無

提供を行っている () 件 移転を行っている () 件

行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><本市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サーバー設置場所に指紋認証装置や静脈認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 2 記録媒体等については、耐火金庫を利用し施錠管理をしている。 3 停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 4 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備の完備や消火器具の設置を行っている。 5 紙媒体については、施錠可能な場所に保管している。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

固定資産税特定個人情報ファイル

1.期割税額、2.期割税額差額、3.期割税額増減件数、4.グループ番号、5.プレハブ区分、6.プレ申告作成年月日、7.宛名番号、8.按分元番号、9.按分元室番、10.異動入力開始年月日、11.異動入力終了年月日、12.異動年月日、13.一点単価、14.一般分専有床面積合計、15.蔭地割合、16.延床面積、17.屋号、18.仮換地番号、19.価格、20.加算帳簿価額、21.加算評価額、22.家屋番号、23.課税面地更新後、24.課税面地更新前、25.課税地積、26.課税地目、27.課税土地一筆更新後、28.課税土地一筆更新前、29.課税年度、30.課税標準額、31.課税標準額合計、32.課税標準帳簿価額、33.課税標準評価額、34.課税標準上限額、35.画地更新後、36.画地更新前、37.画地住宅戸数、38.画地住宅用地割合、39.画地住非区分、40.画地総地積、41.画地番号、42.画地筆数、43.画地履歴番号、44.開始年度、45.階数、46.外筆管理番号、47.該当階、48.確定税額、49.管理番号、50.鑑定価格、51.関連番号、52.関連物件番号、53.既課税額、54.期割税額件数、55.期別税額、56.規約共用分専有床面積、57.規約共用分専有床面積合計、58.規約分専有床面積合計、59.共有者宛名番号、60.共用部住宅床面積、61.共用部非住宅床面積、62.業種種目、63.区分所有宛名番号、64.区分所有減免開始年度期、65.区分所有減免終了年度期、66.区分所有減免適用区分、67.区分所有減免率、68.区分所有固定共用税額、69.区分所有固定共用補正率、70.区分所有更正事由、71.区分所有更正年月日、72.区分所有持分、73.区分所有都計共用税額、74.区分所有都計共用補正率、75.区分所有非課税開始年度、76.区分所有非課税終了年度、77.区分所有非課税適用区分、78.経過年数、79.経年減点補正率、80.軽減開始年度、81.軽減終了年度、82.軽減住宅戸数、83.軽減床面積、84.軽減地積、85.軽減率、86.決算期、87.決定価格、88.決定価格合計、89.決定税額、90.建築事由、91.建物名称、92.権利の目的、93.権利原因、94.権利原因年月日、95.権利受付年月日、96.減価処置年度、97.減価率、98.減少事由、99.減少取得価額、100.減免開始期、101.減免開始年度、102.減免終了期、103.減免終了年度、104.減免床面積、105.減免税額、106.減免税額合計、107.減免税額帳簿、108.減免税額帳簿合計、109.減免税額評価、110.減免税額評価合計、111.減免相当帳簿価額、112.減免相当帳簿価額合計、113.減免相当評価額、114.減免相当評価額合計、115.減免対象課税、116.減免対象課税合計、117.減免地積、118.減免率、119.現況原因事由、120.個人法人区分、121.固定その他減免税額件数、122.固定その他減免税額差額、123.固定その他減免税額増減件数、124.固定課税標準額、125.固定課税標準額合計前年度、126.固定課税標準額合計評価額、127.固定課税標準額合計本則、128.固定課税標準額合計本年度、129.固定課税標準額合計本年度特例前、130.固定課税標準額差額、131.固定課税標準額前年度、132.固定課税標準額本年度、133.固定課税、134.固定課税件数、135.固定課税増減件数、136.固定確定税額、137.固定確定税額件数、138.固定確定税額差額、139.固定確定税額増減件数、140.固定区分土地課税標準額、141.固定区分土地課税標準額差額、142.固定区分土地課税、143.固定区分土地課税件数、144.固定区分土地課税増減件数、145.固定区分土地軽減税額、146.固定区分土地軽減税額件数、147.固定区分土地軽減税額差額、148.固定区分土地軽減税額増減件数、149.固定区分土地軽減対象課税、150.固定区分土地減免税額、151.固定区分土地減免税額件数、152.固定区分土地減免税額差額、153.固定区分土地減免税額増減件数、154.固定区分土地減免対象課税、155.固定区分土地税額、156.固定区分土地税額件数、157.固定区分土地税額差額、158.固定区分土地税額増減件数、159.固定軽減課税、160.固定軽減課税、161.固定軽減課税件数、162.固定軽減課税差額、163.固定軽減課税増減件数、164.固定軽減対象課税、165.固定減税額、166.固定減免課税、167.固定減免課税、168.固定減免税額、169.固定減免税額件数、170.固定減免税額差額、171.固定減免税額増減件数、172.固定減免対象課税、173.固定合計課税標準額差額、174.固定合計課税、175.固定合計課税増減件数、176.固定差引後税額、177.固定算出税額、178.固定資産税額、179.固定資産税額件数、180.固定資産税額差額、181.固定資産税額増減件数、182.固定小規外課税額前年度、183.固定小規外課税額評価額、184.固定小規外課税額負担水準、185.固定小規外課税額負担調整率、186.固定小規外課税額本則、187.固定小規外課税額本年度、188.固定小規外課税額本年度特例前、189.固定小規外類似比準割合、190.固定小規模課税額前年度、191.固定小規模課税額評価額、192.固定小規模課税額負担水準、193.固定小規模課税額負担調整率、194.固定小規模課税額本則、195.固定小規模課税額本年度、196.固定小規模課税額本年度特例前、197.固定小規模類似比準割合、198.固定条例減税額、199.固定税額件数、200.固定税額差額、201.固定税額増減件数、202.固定相当算出税額、203.固定特例課税標準額、204.固定特例課税額、205.固定年税額差額、206.固定年税額増減件数、207.固定納付年税額、208.固定納付年税額件数、209.固定非住宅課税額条例前年度、210.固定非住宅課税額条例本年度、211.固定非住宅課税額条例本年度特例、212.固定非住宅課税額前年度、213.固定非住宅課税額評価額、214.固定非住宅課税額負担水準、215.固定非住宅課税額負担調整率、216.固定非住宅課税額本則、217.固定非住宅課税額本年度、218.固定非住宅課税額本年度特例前、219.固定非住宅条例類似比準割合、220.固定非住宅類似比準割合、221.控除前評点数、222.控除帳簿価額、223.控除評価額、224.更新前一棟情報、225.更新後一棟情報、226.更新後課税一棟集計情報、227.更新後賦課情報、228.更新後明細情報、229.更新前一棟情報、230.更新前課税一棟集計情報、231.更新前賦課情報、232.更新前明細情報、233.更正期別、234.更正決定年月日、235.更正後物件所在地漢字、236.更正事由、237.更正年月日、238.更正年度、239.構成員宛名番号、240.構成員持分番号、241.号番、242.合算区分、243.催告状況、244.再建築費評点数、245.採用不整形地補正率、246.災害、247.三角地計算開始年度、248.残存率帳簿、249.残存率評価、250.市街化区分、251.市街化適用年度、252.氏名漢字、253.資産の所在地、254.資産課税標準額、255.資産課税標準額差額、256.資産課税、257.資産課税件数、258.資産課税増減件数、259.資産確定税額、260.資産確定税額件数、261.資産確定税額差額、262.資産確定税額増減件数、263.資産減免税額、264.資産減免税額件数、265.資産減免税額差額、266.資産減免税額増減件数、267.資産減免対象課税、268.資産税額、269.資産税額件数、270.資産税額差額、271.資産税額増減件数、272.資産年税額差額、273.資産年税額増減件数、274.資産納付年税額、275.資産納付年税額件数、276.資産名称、277.資本金、278.事業開始年月日、279.持分番号、280.時点修正率、281.室番、282.主要路線価番号、283.取得価額、284.取得価額合計、285.取得年月、286.種類区分、287.受付番号、288.需給補正率、289.終了年、290.住宅割合、291.住宅戸数、292.住宅部分床面積、293.住宅用地割合、294.所在地、295.償却明細異動後、296.償却明細異動前、297.償却明細異動前、298.償却明細異動前、299.小規外住宅用地割合、300.小規外地積、301.小規模住宅用地割合、302.小規模地積、303.床面積、304.上昇率、305.状況類似番号、306.職員番号、307.申告受付日、308.申告書受付年月日、309.申告書発送年月日、310.申告書発送番号、311.申告年度、312.申告連番、313.人数、314.数量、315.正面その他補正率、316.正面奥行価格還元率、317.正面奥行距離実測、318.正面奥行長大補正率、319.正面間口距離実測、320.正面間口狭小補正率、321.正面評点数、322.正面路線番号、323.税目、324.税理士宛名番号、325.税理

士氏名、326.税理士住所、327.税理士電話番号、328.積雪補正率、329.専有床面積、330.前基準年経年減点補正率、331.前基準年再建築費評点数、332.前基準年上昇率、333.前基準年評価額、334.前、準年平米当再建築費評点数、335.前基準年理論評価額、336.前年前取得価額、337.前年前取得価額合計、338.前年中減少価額、339.前年中減少価額合計、340.前年中取得価額、341.前年中取得価額合計、342.前年度価格、343.前年度帳簿価額、344.前年度帳簿価額合計、345.前年度評価額、346.前年度評価額合計、347.想定整形地積、348.増加月、349.増加事由、350.増加率、351.増減調定額、352.造成費、353.側方1その他補正率、354.側方1奥行価格逓減率、355.側方1奥行距離実測、356.側方1奥行長大補正率、357.側方1加算率、358.側方1間口距離実測、359.側方1間口狭小補正率、360.側方1評点数、361.側方1路線番号、362.側方2その他補正率、363.側方2奥行価格逓減率、364.側方2奥行距離実測、365.側方2奥行長大補正率、366.側方2加算率、367.側方2間口距離実測、368.側方2間口狭小補正率、369.側方2評点数、370.側方2路線番号、371.損耗補正率、372.耐用年数、373.耐用年数変更耐年、374.耐用年数変更年度、375.宅地等本則年度、376.単価、377.担当者氏名、378.担当者電話番号、379.地区、380.帳簿価額、381.帳簿価額合計、382.町丁名、383.調査内容、384.調査年月日、385.調査番号、386.調定年月日、387.調定年度、388.陳腐化耐用年数、389.陳腐化年度、390.通知書番号、391.通知年月日、392.通路開設計算開始年度、393.通路開設補正率、394.訂正書整理番号、395.適用年数、396.登記延床面積、397.登記屋根、398.登記階層、399.登記建築日、400.登記構造、401.登記種類、402.登記所在地、403.登記床面積、404.登記地積、405.登記地目、406.都計その他減免税額件数、407.都計その他減免税額差額、408.都計その他減免税額増減件数、409.都計課税標準額、410.都計課税標準額合計前年度、411.都計課税標準額合計評価額、412.都計課税標準額合計本則、413.都計課税標準額合計本年度、414.都計課税標準額合計本年度特例前、415.都計課税標準額差額、416.都計課税標準額前年度、417.都計課税標準額本年度、418.都計課税標準額、419.都計課税標準額件数、420.都計課税標準額増減件数、421.都計確定税額、422.都計確定税額件数、423.都計確定税額差額、424.都計確定税額増減件数、425.都計区分土地課税標準額、426.都計区分土地課税標準額差額、427.都計区分土地課税標準額、428.都計区分土地課税標準額件数、429.都計区分土地課税標準額増減件数、430.都計区分土地軽減税額、431.都計区分土地軽減税額件数、432.都計区分土地軽減税額差額、433.都計区分土地軽減税額増減件数、434.都計区分土地軽減対象課税標準額、435.都計区分土地減免税額、436.都計区分土地減免税額件数、437.都計区分土地減免税額差額、438.都計区分土地減免税額増減件数、439.都計区分土地減免税額課税標準額、440.都計区分土地税額、441.都計区分土地税額件数、442.都計区分土地税額差額、443.都計区分土地税額増減件数、444.都計軽減課税標準額、445.都計軽減税額、446.都計軽減税額件数、447.都計軽減税額差額、448.都計軽減税額増減件数、449.都計軽減対象課税標準額、450.都計減税額、451.都計減免税額、452.都計減免税額課税標準額、453.都計減免税額、454.都計減免税額件数、455.都計減免税額差額、456.都計減免税額増減件数、457.都計減免税対象課税標準額、458.都計合計課税標準額差額、459.都計合計課税標準額、460.都計合計課税標準額増減件数、461.都計差引後税額、462.都計算出税額、463.都計小規外課税標準額前年度、464.都計小規外課税標準額評価額、465.都計小規外課税標準額負担水準、466.都計小規外課税標準額負担調整率、467.都計小規外課税標準額本則、468.都計小規外課税標準額本年度、469.都計小規外課税標準額本年度特例前、470.都計小規外類似比準割合、471.都計小規模課税標準額前年度、472.都計小規模課税標準額評価額、473.都計小規模課税標準額負担水準、474.都計小規模課税標準額負担調整率、475.都計小規模課税標準額本則、476.都計小規模課税標準額本年度、477.都計小規模課税標準額本年度特例前、478.都計小規模類似比準割合、479.都計条例減税額、480.都計税額件数、481.都計税額差額、482.都計税額増減件数、483.都計相当算出税額、484.都計特例課税標準額、485.都計特例課税標準額、486.都計年税額差額、487.都計年税額増減件数、488.都計納付年税額、489.都計納付年税額件数、490.都計非住宅課税標準額前年度、491.都計非住宅課税標準額本年度、492.都計非住宅課税標準額本年度特例、493.都計非住宅課税標準額前年度、494.都計非住宅課税標準額評価額、495.都計非住宅課税標準額負担水準、496.都計非住宅課税標準額負担調整率、497.都計非住宅課税標準額本則、498.都計非住宅課税標準額本年度、499.都計非住宅課税標準額本年度特例前、500.都計非住宅条例類似比準割合、501.都計非住宅類似比準割合、502.都市計画税額、503.都市計画税額件数、504.都市計画税額差額、505.都市計画税額増減件数、506.土地一筆価格更新後、507.土地一筆価格更新前、508.土地一筆更新後、509.土地一筆更新前、510.棟数、511.棟番、512.当初平米当再建築費評点数、513.道路幅員計算開始年度、514.道路幅員実測、515.道路幅員補正率、516.特記情報、517.特例開始年度、518.特例減少課税標準額、519.特例減少課税標準額合計、520.特例減少帳簿価額、521.特例減少帳簿価額合計、522.特例減少評価額、523.特例減少評価額合計、524.特例終了年度、525.特例床面積、526.特例地積、527.特例率、528.二方その他補正率、529.二方奥行価格逓減率、530.二方奥行距離実測、531.二方奥行長大補正率、532.二方加算率、533.二方間口距離実測、534.二方間口狭小補正率、535.二方評点数、536.二方路線番号、537.年税額、538.年税額過年度合計、539.年税額差額、540.年税額増減件数、541.年度、542.納期限、543.納税組合番号、544.納付年税額、545.納付年税額件数、546.農地区分、547.農地転用期限、548.農地転用区分、549.農地転用条項区分、550.農地転用年月日、551.農地転用目的、552.農地本則年度、553.発見取得価格、554.非課税開始年度、555.非課税終了年度、556.非課税床面積、557.非住宅、558.非住宅割合、559.非住宅地積、560.非住宅部分床面積、561.筆数、562.標準地奥行距離、563.標準地番号、564.標準地路線価更新前、565.標準地路線価番号、566.表示の目的、567.表示原因、568.表示原因年月日、569.表示受付年月日、570.評価額、571.評価額合計、572.評価計算開始年度、573.評価戸数、574.評点数、575.不均衡、576.不整形想定奥行実測、577.不整形想定間口実測、578.不整形地計算開始年度、579.不整形地補正率、580.敷地権、581.敷地権持分、582.賦課修正理由、583.物件数、584.物件数、585.物件番号、586.物件番号、587.物件番号、588.分合筆受付年月日、589.分離対象番号、590.分離対象室番、591.分離対象物件番号、592.平米当り評点数、593.平米当再建築費評点数、594.閉鎖年度、595.補正、596.補正開始年、597.補正終了年、598.補正率、599.方法、600.本年度価格、601.本年度帳簿価額、602.本年度評価額、603.未完成、604.未残高、605.未残高合計、606.無道路遠い奥行実測、607.無道路奥行価格逓減率、608.無道路近い奥行実測、609.無道路地計算開始年度、610.無道路補正率、611.名義人宛番号、612.名義人氏名、613.名義人持分番号、614.名義人住所、615.明細SEQ番号、616.明細延床面積、617.明細屋根、618.明細階層、619.明細原因事由、620.明細原因年月日、621.明細更事由、622.明細更正年月日、623.明細構造、624.明細種類、625.明細床面積、626.明細数、627.明細数合計、628.明細番号、629.明細用途、630.免税点判定、631.面積計算開始年度、632.木非区分、633.用途地区区分、634.用途変更経過年数、635.用途変更年、636.履歴番号、637.理論評価額、638.路線価、639.個人番号、640.法人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住民記録システムからの連携による入手 → システムにより担保</p> <p>②償却申告書からの入手（紙、電子データ） → 納税義務者等が地方税法第383条の規定に基づき、償却申告書を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。</p> <p>③住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による取得 → 固定資産税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括取得 → システムにより担保</p> <p>④庁内連携による取得 → システムにより担保</p> <p>⑤その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など） → 固定資産税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。</p> <p>システム全体としては固定資産税の課税事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・市で定める個人番号利用事務実施者以外（税務事務実施者以外）から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。</p> <p>・宛名システムにおいては個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>・ユーザーIDとパスワード及び静脈による認証を行っている。</p> <p>・認証後は、ユーザー毎に利用可能な機能を制限している。</p> <p>・パスワードについては、定期的に変更している。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報保護条項として以下を定めている。 ・ 第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・ 目的外利用の禁止 ・ 無断複製の禁止 ・ 契約終了後の返還・廃棄・消去 ・ 安全管理体制の整備・確保・報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、「受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」としている。許可した場合は、通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

- ・サーバー設置場所に指紋認証装置や静脈認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。
 - ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。
 - ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設内に消火設備の完備や消火器具の設置を行っている。
 - ・ウィルス対策ソフトの定期的パターンファイルの更新を行っている。
 - ・外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用することで、不正アクセス対策を行っている。
 - ・サーバー、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。
- 機器リース終了による返却の場合も、同様とする。
- ・紙文書は、溶解又はシュレッダー処分を行う。
 - ・電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。
 - ・サーバー、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。
 - ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、守秘義務を含む必要な知識の習得に資するための研修を実施している。併せて不正な取扱いが重大な罪であることを十分に周知する。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1番1号
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	特になし
④個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	宮崎市税務部資産税課(市役所第三庁舎2階) 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号 電話番号 0985-21-1743
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年7月20日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)</p> <p>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】27項	事前	
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤保有開始日	平成27年9月 予定	平成27年12月29日	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[○]接続しない(入手)	事前	
平成28年4月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保して	事前	
平成28年4月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	[]	[十分である]	事前	
平成28年4月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステム	—	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みに	事前	

平成28年4月1日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	—	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		「②帳票への印字 「1. 課税台帳の整備事務」で使う「償却資産申告書(プレ申告)」(紙、eLTAX)に個人番号を出力する。 「4. 当初賦課事務」で使う「納税通知書」に個人番号を出力する。 「5. 賦課更正事務」で使う「納税通知書」に個人番号を出力する。」を削除	事後	事務の見直しによる
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 橋口 一也	課長 長友 道明	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 評価実施機関における担当部署 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲ーそ		「・納税通知書等への個人番号出力のため」を削除	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用ーリスク2ーユーザ認証の管理ー具体的な管理方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。	・ユーザIDとパスワード及び静脈による認証を行っている。	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)第9条(利用範囲) 別表第一の第16項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	重要な変更事項でないため

平成30年4月1日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】27項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) [情報照会の根拠] ・別表第二(27の項) ・別表第二主務省令(第20条)	事後	重要な変更事項でないため
平成30年7月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年7月1日	平成30年7月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	固定資産税事務	固定資産税に関する事務	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の内容	III. 特定個人情報の提供 ①宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を団体内統合宛名システムに送信し、団体内統合宛名システムにて団体内統合宛名番号を採番する。その後、団体内統合宛名システムから符号要求を行い符号生成を行う。 IV. 特定個人情報の利用 ①団体内統合宛名システムにより生活保護受給情報の照会等を行う。	III 削除 IV 削除	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他システムとの接続	【 】税務システム	【○】税務システム	事後	重要な変更事項でないため

令和1年6月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システム名称 ②システムの機能 ③他システムとの接続		①中間サーバ ②中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システムとのデータ受け渡しを行うことで、符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 1. 符号管理機能 :情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 :中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 :中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のため	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 長友 道明	課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	システムの運用管理、オンライン稼働監視、法改正対応などを行う。	システムの運用管理、オンライン稼働監視、法改正対応などを行う。		
令和2年10月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム2 ③他のシステムとの接続	[○]その他 (土地・家屋評価システム、路線価算定システム)	[○]その他 (土地・家屋評価システム)	事後	重要な変更事項でないため

令和2年10月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務システム3 ②システムの機能	<土地評価システム> ・画地認定計測入力機能 ・評価計算機能 ・土地評価データ作成(税務システム連携用データ) <家屋評価システム> ・作図機能 ・家屋評価計算機能 ・異動情報・評価数計算データ出力機能 ・家屋評価データ作成(税務システム連携用データ)	<土地評価システム>(税務地図情報システム) ・画地認定計測入力機能 ・評価計算機能 ・土地評価データ作成(税務システム連携用データ) <家屋評価システム>(HYOCA-Z) ・作図機能 ・家屋評価計算機能 ・異動情報・評価数計算データ出力機能	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	税務部資産税課、地域振興部市民課、各総合支所 市民福祉課、各地域センター、各地域事務所	税務部資産税課、地域振興部市民課、各総合支所 地域市民福祉課、各地域センター、各地域事務所	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年6月1日	令和2年6月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	—	令和3年1月1日	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム8 ①システムの名称 ②システム機能 ③他のシステムとの機能	—	登記課税連携システム(Expert9プラス) ・登記済通知データ取込 ・宛名番号自動附番 ・登記異動データ作成(税務システム連携用データ) 【○】宛名システム 【○】税務システム	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2020/6/1	2021/7/20	事後	重要な変更事項でないため